

仕 様 書

- 1 役務件名：北熊本（R3）隊舎空調設備撤去
- 2 実施場所：北熊本駐屯地 247、248号建物
- 3 実施期間：契約締結日の翌日～令和4年3月31日（木）
（別途解体工事と干渉するため、現場作業完了日は、令和3年11月26日（金）までとする。細部は監督官と調整を実施すること。）

4 役務概要

- (1) 本役務は建物に付帯する空調機及び付帯設備配管等を撤去し、再使用の有無に基づき、フロンガスポンプダウン、もしくは、フロンガス回収・破壊処理を実施するものである。

工 事 項 目	規 格	数 量	備 考
I 機械設備			
1 撤去業務			
(1) 空調機撤去	室外機	108 台	
(2) 空調機撤去	室内機(配管含む)	108 台	
(3) フロンガスポンプダウン		28 台	再使用機器
(4) フロンガス回収作業		80 台	非再使用機器
2 廃棄物処分			
(1) 産業廃棄物処分		1 式	
(2) 回収フロンガス破壊処理		1 式	

- (2) 撤去空調機一覧表は別紙による。

5 一般事項

- (1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（以下、「標仕」という。）」「公共建築改修工事標準仕様書（以下、「改修標仕」という。）」及び関係諸規則に基づき実施する。
- (2) 本仕様書及び図面に記載無き事項で、疑義が生じた場合は監督官と調整し、その指示に従い実施すること。
- (3) 請負者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ[施工計画書（施工の具体的な計画を定めたもの）・施工図・作業工程表]を作成、監督官の承諾を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督官の承諾をうけた場合はこの限りではない。
- (4) 本仕様書及び図面に記載されてある寸法・規格については、あくまでも標準寸法・規格であるため、実際の作業に際しては、必ず現地にて採寸・調査を行い実施すること。
- (5) 請負者は、作業の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施すること。項目は、着手前・中・後、隠蔽部分、使用材料及び監督官の指示箇所とする。また写真は、作業完了後速やかに現像し、A4判アルバム（プリント可）に整理のうえ1部提出すること。
- (6) 作業実施中において、管理施設及び人員に損傷・損害を与えた場合は速やかに監督官に報告するとともに、請負者の責任において補償及び復旧すること。
- (7) 作業実施に際し、仕様書・図面に明記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施すること。

- (8) 作業実施に際し、請負者は作業条件を作業関係者に十分把握させると共に作業員に対して安全教育を実施し安全な作業方法の確認及び安全点検を確実に実施すること。
- (9) 作業に必要な電気・水についてはすべて有償とし、請負者によるメーターの設置又は官側の指示する方法により使用量を算定する。
- (10) 駐屯地の出入門時間は、8時30分～18時00分とする。ただし、夜間作業実施時等の場合でこれを超える時間については監督官と協議するものとする。
- (11) 本作業で発生した廃品等のうち、監督官が指示するものについては、発生材引渡書を提出し、所定の位置（場内運搬距離約1km）に運搬搬入するものとする。その他のものについては産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守し請負業者の責任において場外処分すること。処分完了後、処分完了が証明できる書類（マニフェストの写し）を官側に提出するものとする。
- (12) 本作業は、検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。
- (13) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

6 特記事項

(1) 仮設

ア 足場、作業構台、仮囲い等は、建築基準法、労働安全衛生法、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとし、適正な保守管理を行う。

(2) 撤去作業

ア 本撤去作業は、冷媒配管、保温カバー、電線及び機器等の空調設備一式を撤去するもので、作業実施に当たっては、撤去要領及び工程等について監督官と十分協議のうえ着手すること。

イ 撤去後不要になった穴などは、パテ等にて簡易的に穴埋めする。

ウ 発生材（空調機本体、鋼管、銅管、弁類等の金属）については、重量測定後、発生材置場に運搬し、トラックに積み込み可能な大きさに切断加工したものを金属の種別毎に整理集積する。

エ 撤去した空調機のうち、再使用を実施するものについては、室内機及び室外機のセットがわかるように表示をするものとし、養生材等にて保護養生を実施した後、監督官の指示する場所に格納するものとする。

オ 撤去した機器及び配管等に付いている保温材及び非金属材、コンクリート基礎、衛生器具等は、産業廃棄物として処分すること。

カ 空調機器の冷媒フロンガスの回収、放出防止処置については、関係法令に基づき適正に行うこと。また、フロン回収処理管理票（兼引取証明書（写））を監督官に提出すること。

7 提出書類

(1) 種類・部数

ア 工程表	1部（契約後すみやかに）
イ 現場代理人等指名・変更通知書	1部（契約後すみやかに）
ウ 着手届	1部（着手当日）
エ 完了届	1部（完了当日）
オ 打合簿、日誌	1部（その都度）
カ 作業写真	1部（作業完了後すみやかに）
キ 内訳明細書	1部（契約後すみやかに）
ク 発生材引渡書	1部（必要時のみ、引渡時）
ケ マニフェストの写し	1部（処分完了後速やかに）

- コ 産業廃棄物運搬・処分業の許可証・契約書の写 1部（契約後すみやかに）
- サ その他指示された書類（その都度）

(2) 提出方法

提出書類一式を綴じる事が可能なファイル等と共に提出すること。